

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、多くの史跡が示すとおり豊富な湧水と肥沃な大地という地の利を生かした産業が古くから、県内最大規模の第1次産業のまちとして発展し、第2次産業及び第3次産業と連携し地域の核となる産業基盤を構築してきた。

しかしながら、近年、町内の人口は減少傾向にあり、特に年少人口・生産年齢人口が減少している。一方、老年人口は増加し、高齢化、過疎化の進行が著しく、中小企業の地場産業における人手不足、後継者不足が深刻な課題であり産業基盤が失われかねない状況であり、課題解決の手段として、町内中小企業に対して労働生産性を高め雇用機会の拡大や所得水準の向上を図る必要がある。

これまで、空き店舗対策補助や、新規創業支援事業補助を行ってきたが、後継者不足や人手不足に対応するためには、これまで蓄積された技術や生産基盤を活用しつつ、新たな設備等の導入を図り、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にするための支援が喫緊の課題である。

(2) 目標

地域経済の活性化を図るため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域内で雇用創出と若者の職場定着度が最も魅力ある地域となり、更に発展することを目指す。

これを実現するための目標として、先端設備等導入計画認定件数を2年間で5件程度を目標値とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを指針とする。

2 先端設備等の種類

大崎町の産業は、農林水産業、生産業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が大崎町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する可能性がある。

また、農商工連携や雇用の拡大のための新規創業及び積極的な企業誘致活動を展開し、多様な産業の設備を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大崎町の産業は、南部の大崎地区、北部の野方地区を中心として広域的に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、大崎町全域とする。

(2) 対象業種・事業

大崎町の産業は、農林水産業、生産業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が大崎町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組として、高付加価値化のための新商品開発、販路拡大、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業も対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年6月14日までとする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③地域経済発展に資するため、地域事業者連携などを図り、新しい商品やサービスに結び付けるような取り組みを行うこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。